

## 案件名 「垂水市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）」

受付 番号	対象 項目	意見等の概要	市の考え方
1	第3章 第3節 7基本目 標 7 情 報・コミュ ニケー ション (つなが る) (1)コミュ ニケー ションの 確保 P37	<p>コミュニケーション手段の確保について、手話通訳者設置事業を進めるとあるが、前期の計画にも同様の記載があるが設置などの事業は進んでいないのではないかと懸念する。</p> <p>手話通訳者設置を進める事も必要であると思う。しかし手話通訳者設置が進まないのであれば、この基本目標である「聴覚障害者や言語機能障害者に対する十分なコミュニケーション手段の確保」が、手話通訳者派遣で十分確保できるのかなど、現状の総括した上で、まずは目標にそくした代替サービスを導入しコミュニケーション手段を確保することもいいのではないかと懸念する。</p>	<p>手話通訳者設置事業につきましては、前期計画でも取り組むべき事業として掲載していたため、今回の改訂においても継続するものとして掲載したところです。</p> <p>ただ、ご指摘にもありましたとおり、手話通訳者の設置は困難な状況であり、新計画期間中においても見通しは難しいものと考えています。</p> <p>このことから、ご意見のとおり、十分なコミュニケーション手段を確保するという点から聴覚障害等のある方が円滑なコミュニケーションが図れるよう、必要となる手段を適宜確保するように努めると、同項目を改めることとします。</p>